退職者組合員移行後のご注意点

●現住所・電話番号及びご契約（ご登録）内容に変更が生じた場合は、本組合支部へご連絡をお願いいたします。

●金融機関統廃合等により、ご登録いただいた口座に変更が生じた場合、再度「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要となりますので、本組合支部へご連絡をお願いいたします。

全国町村職員生活協同組合　個人情報保護方針

全国町村職員生活協同組合（以下「本組合」という。）は、個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を除く。以下同じ。）の取扱いに関する方針を次のように定め、個人情報の適正な取扱い及び保護に努めます。

1．個人情報に関する法令等の遵守
本組合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守して、個人情報を適正、かつ、安全に取り扱います。

2．個人情報の取得・利用目的
本組合は、共済契約の締結、維持管理及び共済金等の支払いに必要な範囲で個人情報を取得します。取得した個人情報は、これらの取得目的のほか、本人への共済関連情報の提供及び本組合の共済事業の充実の目的に限って利用します。

3．個人情報の適正な管理
本組合で取得した個人情報は、常に正確かつ最新の内容を保つよう努めます。また、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。さらに、業務を委託する場合は、業務委託先に対し個人情報の適切な管理を求めるとともに、必要かつ適切な監督を行います。

4．個人情報の第三者への提供
本組合が取得した個人情報は、本人の同意を得た場合、法令に基づく場合、本人の利益のために必要であると判断される場合、必要な範囲で業務を外部に委託する場合及び利用目的を達成するために職域の担当部署と連携する場合を除いて、第三者に開示又は提供いたしません。

5．個人情報の開示及び訂正等
本人から自己の個人情報の開示の求めがあった場合は、一定の事由がある場合を除き、当該個人情報を開示します。また、個人情報の訂正等の申し出があった場合、特別な事由がない限り、これに応じます。

全国町村職員生活協同組合　特定個人情報等保護方針

全国町村職員生活協同組合（以下「本組合」という。）は、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下、個人番号と併せて「特定個人情報等」という。）の取扱いに関する方針を次のように定め、特定個人情報等の適正な取扱い及び保護に努めます。

1．特定個人情報等に関する法令等の遵守
本組合は、法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を遵守して、特定個人情報等を適正、かつ、安全に取り扱います。

2．特定個人情報等の取得・利用
特定個人情報等の取得又は利用は、法令で定める範囲内で適法かつ適正な方法によって行います。

3．特定個人情報等の適正な管理
本組合は、特定個人情報等の適正な管理のため、「特定個人情報等の保護に関する規則」を定め、これを遵守します。

このパンフレットはあらましを説明したものです。詳しい内容については、
団体のご担当の方または本組合の支部（町村会）におたずねください。

都道府県支部一覧表

（令和元年9月現在）

地区名		都道府県	所在地		郵便番号	電話番号	FAX番号
	1	北海道	札幌市中央区北４条西６丁目	北海道自治会館６F	060－0004	011（241）7184	011（207）6031
東北	2	青森	青森市新町２－４－１	青森県共同ビル２F	030－0801	017（723）1331	017（723）1347
	3	岩手	盛岡市山王町４－１	岩手県自治会館内	020－8510	019（622）6176	019（622）4742
	4	宮城	仙台市青葉区上杉１－２－３	宮城県自治会館内	980－0011	022（221）9203	022（221）9205
	5	秋田	秋田市山王４－２－３	秋田県市町村会館内	010－0951	018（862）3851	018（823）6494
	6	山形	山形市松波４－１－15	山形県自治会館内	990－0023	023（631）5155	023（641）8427
	7	福島	福島市中町８－２	福島県自治会館内	960－8043	024（523）0131	024（522）9279
関東	8	茨城	水戸市笠原町978番26	茨城県市町村会館６F	310－0852	029（301）1241	029（301）1246
	9	栃木	宇都宮市昭和１－２－16	栃木県自治会館内	320－0032	028（625）3011	028（627）4226
	10	群馬	前橋市元総社町335－８	群馬県市町村会館６F	371－0846	027（290）1352	027（255）5302
	11	埼玉	さいたま市浦和区仲町３丁目５番１号　埼玉県県民健康センター内		330－0062	048（822）9185	048（822）6440
	12	千葉	千葉市中央区中央４丁目17番８号	千葉県自治会館内	260－0013	043（311）4163	043（227）6182
	13	東京	府中市新町２－77－１	東京自治会館内	183－0052	042（384）8041	042（384）7004
	14	神奈川	横浜市中区山下町75	神奈川自治会館内	231－0023	045（664）7454	045（664）7610
	15	山梨	甲府市蓬沢１－15－35	山梨県自治会館２F	400－8587	055（237）5712	055（222）3846
北信	16	新潟	新潟市中央区新光町４－１	新潟県自治会館２F	950－0965	025（285）2035	025（285）1609
	17	富山	富山市下野995－３	富山県市町村会館内	930－8578	076（441）1511	076（431）0868
	18	石川	金沢市本多町３－１－10	石川県社会福祉会館４F	920－8557	076（261）8167	076（261）4842
	19	福井	福井市西開発４丁目202番１	福井県自治会館内	910－0843	0776（57）1122	0776（57）1125
	20	長野	長野市西長野加茂北143－８	長野県自治会館内	380－0871	026（234）3530	026（235）2064
東海	21	岐阜	岐阜市薮田南５－14－53	OKBふれあい会館第１棟13F	500－8384	058（277）1123	058（277）1126
	22	静岡	静岡市駿河区南町14番25号	静岡県市町村センター内	422－8067	054（202）4343	054（284）8868
	23	愛知	名古屋市中区三の丸２－３－２	愛知県自治センター４F	460－0001	052（951）2251	052（961）6440
	24	三重	津市桜橋２－96	三重県自治会館内	514－0003	059（225）2138	059（227）5494
近畿	25	滋賀	大津市松本１丁目２番１号	滋賀県大津合同庁舎５F	520－0807	077（526）2839	077（526）1279
	26	京都	京都市上京区西洞院通下立売上ル	京都府自治会館内	602－8048	075（411）0200	075（411）0090
	27	大阪	大阪市中央区大手前３－１－43	大阪府新別館南館６F	540－0008	06（6941）7441	06（6942）4670
	28	兵庫	神戸市中央区下山手通４－16－３	兵庫県民会館内	650－0011	078（331）0481	078（391）8792
	29	奈良	橿原市大久保町302－１	奈良県市町村会館３F	634－0061	0744（29）8253	0744（29）8258
	30	和歌山	和歌山市茶屋ノ丁２番１	和歌山県自治会館５F	640－8263	073（431）0131	073（428）1275
中国	31	鳥取	鳥取市東町１－２７１	鳥取県庁第２庁舎８F	680－8570	0857（26）8355	0857（22）3835
	32	島根	松江市殿町８－３	島根県市町村振興センター４F	690－0887	0852（21）4303	0852（27）3350
	33	岡山	岡山市北区今２－２－１	岡山県市町村振興センター４F	700－0975	086（245）4833	086（245）4877
	34	広島	広島市中区鉄砲町４番１号	広島県土地改良会館５F	730－0017	082（221）3465	082（211）1882
	35	山口	山口市大手町９－11	山口県自治会館	753－8528	083（925）6611	083（924）8977
四国	36	徳島	徳島市幸町３－55　徳島県自治会館４F	徳島県町村会内	770－0847	088（621）3409	088（652）6538
	37	香川	高松市福岡町２－３－２	香川県自治会館内	760－0066	087（851）2251	087（851）2356
	38	愛媛	松山市一番町４－１－２	愛媛県自治会館内	790－0001	089（941）7598	089（945）1318
	39	高知	高知市本町４－１－35	高知県自治会館内	780－0870	088（824）3730	088（824）1158
九州	40	福岡	福岡市博多区千代４－１－27	福岡県自治会館内	812－0044	092（651）4285	092（651）4287
	41	佐賀	佐賀市城内１－５－14	佐賀県自治会館内	840－0041	0952（23）3219	0952（24）9740
	42	長崎	長崎市栄町４－９	長崎県市町村会館内	850－0875	095（827）5511	095（824）6993
	43	熊本	熊本市東区健軍２－４－10	熊本県市町村自治会館内	862－0911	096（368）0011	096（368）0004
	44	大分	大分市大手町２－３－12	大分県市町村会館内	870－0022	097（536）1000	097（535）2009
	45	宮崎	宮崎市宮田町１番８号	宮崎県自治会館内	880－0804	0985（27）7711	0985（20）1271
	46	鹿児島	鹿児島市鴨池新町７－４	鹿児島県市町村自治会館内	890－0064	099（206）1022	099（206）1057
	47	沖縄	那覇市旭町116－37	沖縄県市町村自治会館５F	900－8531	098（963）8652	098（963）8654

全国町村職員生活協同組合
〒100-0014　東京都千代田区永田町1丁目11番35号
全国町村会館内　TEL.03-3581-0479
URL：http://www.zcss.jp/

（令和元年9月作成）

退職される組合員の皆様へ
退職者組合員への移行のご案内

退職者組合員制度について

日頃より町村等職員の共済事業にご協力をいただきお礼申し上げます。

本生協の退職者組合員制度は、在職中と同様の補償内容で退職後も共済事業を終身ご利用いただける制度です。（割戻金の還付もあります）

ご利用にあたっては、退職者組合員への移行手続きが必要です。

是非とも退職者組合員へ移行いただき、引き続き共済事業のご利用を賜りたくご案内申し上げます。

（出資金につきましては、在職中に払い込みをいただいておりますので、新たな出資をお願いすることはありません。出資金は組合を脱退される際にお返しいたします）

退職者組合員へ移行できる方の要件

◎退職者組合員となるためには以下の要件を全て満たしていることが条件となります。

1. 本組合の職域に25年以上勤務し退職された方
2. 退職時に5年以上継続して本共済事業を利用されていた方
3. 退職時に在職されていた職域において、事務取扱が可能な方

※特定疾病保険制度のみご加入の組合員も退職者組合員へ移行することができます

全国町村職員生活協同組合

退職者組合員移行後の事務手続について

これまで共済事業をご利用頂くにあたりまして、①継続契約の申込み、②新規契約の申込み、③契約の内容変更及び解約、④共済事故が発生した場合の請求等の諸手続につきましては、所属団体担当者の方を通じお願いしておりましたが、退職者組合員への移行後は、在職時の団体が属する各都道府県の本組合支部（本組合支部）にて直接事務取扱いをいたします。

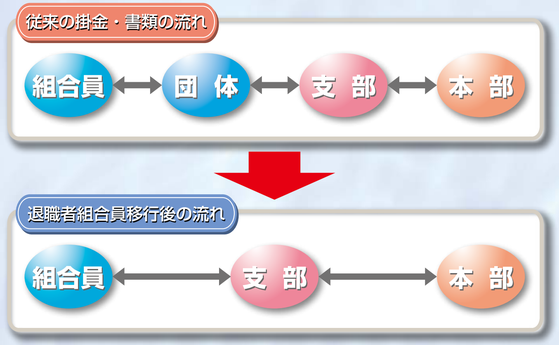

●「継続契約の申込み」につきましては、1月継続は11月初旬（予定）、7月継続は5月中旬（予定）までに、本組合より直接郵送にてご案内申し上げます。
継続契約の掛金の払込方法は口座振替（自動引落）になります。

●「新規契約の申込み」につきましては、申込用紙を要しますので、各都道府県支部までご連絡ください。

●「契約の内容変更及び解約」については、関係用紙を要しますので、各都道府県支部までご連絡ください。

●割戻金の対象者には、割戻金の還付を10月中に直接送金いたします。

◎退職者組合員へ移行される方は、下記の書類を提出ください。

添付書類　①退職者組合員加入承認申請書
②預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

※「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、7月・1月継続契約掛金の口座振替と割戻金お受け取りのための口座登録に必要です。
※上記提出書類を確認し、承認の上、後日、承認通知をご自宅へ送付します。

火災共済

住宅・動産に火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、風災、水災、雪災により損害（風災、水災、雪災は、損害額が建物、動産それぞれ50万円以上の場合に補償対象となります）が生じたときに、共済金を支払う制度です。

共済掛金と共済金額

共済掛金（年額）は共済契約1口（10万円）につき60円です。
契約額の最高限度は、600口（建物400口・動産200口）で、6,000万円が限度です。

共済契約の最高限度

区　分	口　数	共済金額	共済掛金
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円

住宅・動産の契約額は十分に

共済契約の際は、**住宅については構造、面積等を考慮し、動産については身の回りの家財（個人の家庭生活で使用する家具、什器、衣類、その他日常生活に必要なものすべて）を見直して再取得価額で評価し、十分な契約額でご加入ください。**（但し、再取得価額を超えてご加入されても超過額は無効となります。）次の表は、あくまでも再取得価額の目安です。

建　物	木造（モルタル造りを含む）	1m² 当り14万円前後（別棟の物置・納屋等は1m²当り7万円）
	耐火（鉄筋コンクリート造 等）	1m² 当り22万円前後
動　産	共済契約者および同居する20歳以上の家族数	1名につき350万円
	共済契約者および同居する20歳未満の家族数	1名につき250万円

※共済金請求の際は、家財の再取得価額を申告していただき、その価額を基にして共済金を算出します。

風水雪害特約制度

※損害額が建物50万円以上、動産20万円以上の場合に補償対象となります。

火災共済契約に付加することで（任意）、風水雪害による損害に風水雪害特約共済金が支払われる制度です。

風水雪害特約共済掛金（年額）は**1口10万円（火災契約額）につき50円**で、損害補償額は損害額または共済契約額の1/2のいずれか低い額が限度となります。（但し、風水雪害共済金と特約共済金の支払合計額が3,000万円を超える場合、3,000万円が限度となります。）なお、**火災共済の契約口数と同口数を付加していただく制度のため、風水雪害特約共済のみの契約はできません。**
風水雪害特約共済を付加する場合は、1口10万円につき110円（火災共済掛金60円＋風水雪害特約共済掛金50円）となり共済掛金の最高限度も600口×110円の66,000円となります。

（例）火災共済に300口（建物200口、動産100口）加入されている方が風水雪害特約に加入された場合、共済掛金は300口×110円の33,000円となります。この場合、火災共済の共済金額3,000万円（建物2,000万円、動産1,000万円）に風水雪害特約の損害補償額1,500万円（建物1,000万円、動産500万円）が付加されます。

共済契約できる物件

- ●共済契約者の所有する居住用建物、または、その建物内にある動産
- ●共済契約者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者が現に居住している建物または、その建物内にある動産

＊水廻り・鍵開けでお困りの際、専門業者を手配し、水漏れを止めたり、鍵を紛失した際の開錠作業等の応急処置をするサービス（ホームアシスタンスサービス）を実施しています。
ホームアシスタンスサービス受付デスク（専用フリーダイヤル）0120-228-119
全国町村職員生活協同組合ホームページ（http://www.zcss.jp/）も合わせてご覧ください。

自動車共済

共済契約自動車の所有、使用又は管理に起因して発生した自動車事故により、共済契約者等の被共済者が法律上の賠償責任を負った場合に、対人賠償共済金、対物賠償共済金を支払う制度です。自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済、限定搭乗者傷害共済、他車運転特約（自動二輪車・原付自転車を**除く**）、臨時費用の制度が自動付帯されています。

組合員のニーズに合った選択ができるよう、共済金額（支払限度額）が以下のとおりA型とB型の2類型となっています。

賠償額と補償

（対人賠償共済・自損事故傷害共済・限定搭乗者傷害共済…1名につき　対物賠償共済…1事故につき）

区　分	共済金の種類	共済金額（支払限度額） A 型	B 型
対人賠償共済	対人賠償共済金	無制限	
	臨時費用	死亡10万円、入院3万円（入院30日以上）	
対物賠償共済	対物賠償共済金	1,000万円	無制限
自損事故傷害共済	死亡共済金	1,500万円	
	後遺障害共済金	57万円～1,500万円（後遺障害の等級に応じ）	
	医療共済金	入院1日6,000円、通院1日4,000円 120万円を限度（最初の5治療日数を控除）	
	介護費用共済金	250万円、400万円（後遺障害の等級に応じ）	
限定搭乗者傷害共済	死亡共済金	500万円	1,000万円
	後遺障害共済金	19万円～500万円（後遺障害の等級に応じ）	38万円～1,000万円（後遺障害の等級に応じ）
	医療共済金	入院1日6,000円、通院1日4,000円 事故日から200日を限度（最初の5治療日数を控除）	

共済掛金と共済金額

共済金額 ＼ 用途及び車種区分		共済掛金額（年額） 自家用乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車	原付自転車
A型	対人賠償 無制限 対物賠償 1,000万円 自損事故傷害 1,500万円 限定搭乗者傷害 500万円	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
B型	対人賠償 無制限 対物賠償 無制限 自損事故傷害 1,500万円 限定搭乗者傷害 1,000万円	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円

共済契約できる自動車

1.共済契約者の所有する
2.共済契約者と同一世帯に属する親族の所有する
→ 自家用普通・小型乗用自動車／自家用軽四輪自動車／自動二輪車／原動機付自転車

※自動車共済は賠償共済であり、ご自身の自動車の損害は補償されません。

＊契約車両（自動二輪車・原動機付自転車を含む）が、事故・故障またはトラブルで自力走行できなくなった場合、レッカーけん引や30分程度の応急処置などを手配するロードサービスを実施しています。

ロードサービス受付デスク（専用フリーダイヤル）
北海道支部を除く都府県支部所属契約者……………… 0120-365-698
北海道支部所属契約者…………………………………… 0120-365-900

- ●24時間365日ご利用いただけます。
- ●携帯電話・PHSなどからもご利用いただけます。
- ●ロードサービスの対象でないお客さまからのお電話はお受けできませんのでご了承ください。

全国町村職員生活協同組合ホームページ（http://www.zcss.jp/）も合わせてご覧ください。

退職者組合員移行後の事故対応について

退職者組合員に移行された後、火災や自動車事故が発生した場合には、在職時の団体ではなく、本組合支部に連絡してください。

罹災したら

火災等又は風水雪害等による罹災が発生した場合、
速やかに本組合支部に連絡してください。
共済金の請求に必要となりますので、次の書類を準備してください。

①共済金支払請求書　②共済契約承諾書　③関係官署の罹災証明書
④共済の目的の配置図及び平面図
⑤罹災現場又は損害を受けた動産の写真
⑥損害見積書
⑦共済事故発生前における共済の目的の再取得価額見積書
⑧当該罹災を報じた新聞記事等

自動車事故にあったら…

万一、事故を起こしたら、現場で次の処置をしてください。
①けが人がいる場合、直ちに救護し、救急車を手配する。
②事故車を安全な場所に移動させるなど、路上の危険防止措置を行う。
③警察に連絡する。
④事故状況・相手方の連絡先等をメモする。
また、事故が発生したら、直ちに本組合支部に事故発生の状況をご連絡ください。

※フリーダイヤルによる休日・夜間の事故受付および事故の初期対応に関するご相談に対応します。（※事故車のみ）
■休日・夜間の受付　0120-258459（ジコハホーコク）
■受付日時／土、日曜、祝祭日、年末年始
　平日（当日午後5時～翌日午前9時）

特定疾病保険

（医療保険基本特約・三大疾病診断保険金支払特約・介護一時金支払特約（注）・親介護費用補償特約セット団体総合保険）
（注）介護一時金支払特約と介護一時金補償特約は同一の特約になります。

特定疾病保険制度５つの特長

1. **三大疾病**（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合に保険金をお支払いします！（三大疾病診断保険金支払特約）
2. **所定の要介護状態**となった場合に保険金をお支払いします！（親介護費用補償特約・介護一時金補償特約）
3. 団体のスケールメリットで保険料が**25%割引！**割安な保険料です！
4. 三大疾病診断保険金支払特約のみの**単独加入が可能**です！親介護費用補償特約・介護一時金補償特約につきましても**単独加入が可能**です！
5. **退職者組合員もご加入**いただけます！

補償内容

三大疾病診断保険金支払特約

3つの特定疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）を補償します。
がんと診断確定された場合や急性心筋こうそく、脳卒中で入院した場合に、一時金として保険金をお支払いしますので、安心して治療に専念できます。

がん（悪性新生物）	急性心筋こうそく	脳卒中
●初めてがんと診断確定された場合 ●がんが完治した後、初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合 ●新たながんが生じたと診断確定された場合	●急性心筋こうそく（再発性心筋こうそくを含みます。）により入院した場合	●脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく）により入院した場合

三大疾病診断保険金　がん（悪性新生物）急性心筋こうそく 脳卒中 になったとき
ご加入いただいたプランにより、**50万円～300万円**をお支払いします。
※保険金の支払事由の発生からその日を含めて1年以内に同一の支払事由に該当した場合は保険金をお支払いできません。

本人介護の補償（介護一時金補償特約）

自分自身が介護状態になった際に必要な費用を補償！
保険期間中に要介護状態（要介護2から5相当）に該当し、その状態が90日を超えて継続したとき
ご加入いただいたプランにより、**100万円～300万円**をお支払いします。

親介護の補償（親介護費用補償特約）

親御さまの「介護サービス利用にかかる費用」などを補償！
要介護1かつ認知症生活自立度Ⅱa以上または要介護2から5に該当したとき
ご加入いただいたプランにより、**300万円～1,000万円**を限度に介護サービス費用等を実費補償します。

公的介護保険ではカバーしきれない介護サービス利用にかかる費用を対象期間（要介護状態に該当した日から10年間）に渡って保険金額を限度に親介護費用保険金をお支払いします。

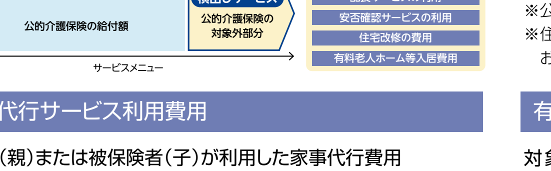

家事代行サービス利用費用
対象者（親）または被保険者（子）が利用した家事代行費用

配食サービス利用費用
対象者（親）のために配食サービス*1を利用した費用
*1 期間または回数を定めて継続的に行うサービスをいいます。

安否確認サービス利用費用
対象者（親）の安否を確認するためのサービス*2費用
*2 カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役務または情報の提供を行うことをいいます。

住宅改修費用（注）20万円までは公的介護保険で給付
対象者（親）の介護を目的として、対象者（親）居住の住宅を改修した費用
※公的介護保険により支払われるべき費用は除きます。
※住宅改修費用は親介護費用保険金のご請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額をお支払限度とします。

有料老人ホーム等入居費用
対象者（親）が有料老人ホーム等*3に入居するための費用*4*5
*3 次のa～cまでのいずれかに該当する施設をいいます。
　a.老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める有料老人ホーム
　b.老人福祉法に定める軽費老人ホーム
　c.高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付高齢者向け住宅事業に関わる賃貸住宅
*4 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。
*5 有料老人ホーム等入居費用は親介護費用保険金のご請求時の限度額または300万円いずれか低い金額をお支払限度とします。

〈詳細につきましては、個別パンフレットをご覧ください。〉

補償の対象となる方（ご加入いただける方）

個別パンフレットをご覧ください。 ●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。
詳しくは ㈱千里（取扱代理店） 0120-797-978 までご連絡ください。